

みきゃん段ボール使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、えひめ愛フード推進機構（以下「機構」という。）がみきゃん段ボール（以下「段ボール」という。）の使用を第三者に承認する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の基準)

第2条 段ボールの使途に係る承認の基準は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 愛媛県内で生産、採取された農林水産物の出荷又は販売において使用するとき。
- (2) 主な原材料に(1)で規定する県内産の農林水産物を使用した加工食品の販売において使用するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、当機構が必要と認めるとき。

(使用承認手続)

第3条 段ボールを使用しようとする者は、みきゃん段ボール使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、提出があった申請書を審査し、第2条に規定する使用承認の基準に該当することを確認し、及び段ボールの信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、使用を承認し、みきゃん段ボール使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料)

第4条 段ボールの使用承認は、無償とする。ただし、印刷代等の実費は申請者が負担するものとする。

(報告及び調査等)

第5条 機構は、必要があると認めるときは、段ボールの使用承認を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 機構は、段ボールの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、公表することができる。この場合において、使用の承認を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。

- (1) 使用承認を受けた使途以外で段ボールを不正に使用したとき。
- (2) 使用承認を受けた者が段ボールの信用又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (4) その他段ボールの使用承認を行う趣旨に反する行為をしたとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、機構が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月31日から施行する。

様式第1号（第3条関係）


みきゃん段ボール使用承認申請書

年 月 日

えひめ愛フード推進機構会長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

みきゃん段ボールの使用承認について、みきゃん段ボール使用承認要領第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用商品	
使用枚数	枚
主な使用方法	
電話番号	
担当者	
FAX番号	
E-mail	

え愛第 号
年 月 日

みきゃん段ボール使用承認書

様

えひめ愛フード推進機構会長

年 月 日付で承認申請のあった標記段ボールの使用について、みきゃん
段ボール使用承認要領第3条の規定により、承認したので通知します。